Accounting Standards Board of Japan (ASBJ)
Fukoku Seimei Building 20F, 2-2, Uchisaiwaicho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0011, Japan
Phone +81-3-5510-2737 Facsimile +81-3-5510-2717 URL http://www.asb.or.jp/

2019年11月19日

国際会計基準審議会　御中

公開草案「会計方針の開示（IAS 第1号及び IFRS 実務記述書第2号の修正案）」に対するコメント

1. 当委員会は、2019 年 8 月に公表された国際会計基準審議会（IASB）の公開草案「会計方針の開示（IAS 第 1 号及び IFRS 実務記述書第 2 号の修正案）」（以下「本公開草案」という。）に対して我々のコメントを提供する機会を歓迎する。

2. 本公開草案は、会計方針に関する開示の改善を目的として公表されたものと考えられる。この領域には改善の余地があることに同意し、この点に対処する IASB の努力に敬意を表する。

3. しかし、本公開草案の修正案では会計方針に関する開示の改善の目的は達成されないであろうと考えられることから、IASB が会計方針に関する開示の改善のために IFRS 基準の改訂をするのであれば、次の 3 点についてコメントする。

   (1) 開示すべき会計方針を記述するにあたっては、「重要性がある（material）」という用語を使うべきではない。我々は、IASB のこの変更の論拠に説得力がないと考えている。さらに、「重要性がある（material）」ではなくむしろ、「重要な（significant）」という用語が用いられている他の IFRS 基準があるが（例えば、本公開草案の IAS 第 1 号の修正案第 117A 項は「重要性がある（material）取引」に言及しているのに対して、IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」第 34 項は「重要な（significant）取引」に言及している。）、なぜ会計方針の開示の文脈でのみ「重要な（significant）」という用語が「重要性がある（material）」という用語に置き換えられて、IFRS 基準の他の場所では置き換えられないのか、我々は理解することが困難である。

   (2) 我々は、会計方針が財務諸表を分析する基礎を提供するものになるよう、会計方針が主要な利用者の意思決定に影響を与えると合理的に予想し得るものに絞られるとすると、それは次の 2 つの類型の会計方針であると考える。

① ある会計基準における1つ又は複数の代替的選択肢から選択された会計方針

② 具体的に当てはまる会計基準がない場合に策定された会計方針

この2つの類型の会計方針は、我が国の会計基準において重要な会計方針として長いこと扱われ、そして、この概念は広く受け入れられている。

このため、我々は、規範性のあるガイダンスに含める会計方針の例示は、この2つの類型の会計方針に限られるべきであると考える。

現在、IAS第1号「財務諸表の表示」第119項及び第121項は、この2つの類型の会計方針に言及している。しかしながら、これらのパラグラフを修正して、この2つの類型の会計方針を開示が要求される会計方針として明確にすることで、主要な利用者の意思決定に影響を与えると合理的に予想し得る会計方針に対する理解可能性は高められるであろうと考える。

(3) IFRS 基準の要求事項をどのように適用するかに関する企業固有の情報を企業がどのように提供するべきか、ということに対処する具体的なガイダンスが現行の IFRS 基準にも本公開草案においても無いため、この点を検討しなければ実務が改善されるのか疑問である。

4. 別の点で、本公開草案と会計方針の概念という文脈で関連する論点として、IASBは、別の公開草案「会計方針及び会計上の見積り（IAS第8号の修正案）」（2017年9月公表）を公表しているが、本公開草案とこの別の公開草案を別々に進めた場合には、関連する論点を扱う IFRS 基準の修正が短期間で二度行われることとなる可能性がある。このため、IASBはこれらの論点を一緒に検討するべきであると考える。

5. 我々のコメントが、IASBの審議に貢献することを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

小賀坂　敦
企業会計基準委員会　委員長

以　上